

厚生労働省福島労働局発表
平成29年12月12日(火)

担 課 課 当	【照会先】
	福島労働局職業安定部職業対策課
	長 廣 谷 俊 一
	補 佐 安 田 寿 夫
	地方障害者雇用担当官 井 関 義 浩
	TEL 024(529)5463 FAX 024(536)4211

障害者雇用状況の集計結果

(平成29年6月1日現在)

～ 県内の民間企業に雇用されている障害者数は**4,623.0人と過去最高を更新** ～

福島労働局では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、県内に本社機能を有する企業のうち常用労働者50人以上の規模の障害者を雇用する義務のある事業主などから、平成29年6月1日現在における障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の雇用状況の報告を求め、集計結果を取りまとめましたので公表いたします。

なお、福島労働局及びハローワークでは、今後もチーム支援を中心とした手厚い就職支援の他、県内7会場における「精神障害者・発達障害者雇用促進セミナー」や「障害者就職面接会」の開催等により、障害者の更なる雇用の促進と定着支援を図っていきます。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉(法定雇用率2.0%)

【第1、2、3表】

- ・雇用障害者数は**4,623.0人と過去最高を更新**(前年比167.0人増)
- ・実雇用率は**1.95%(同0.05ポイント上昇)** ※全国平均1.97%
- ・法定雇用率達成企業の割合は**55.7%(同2.1ポイント上昇)** ※全国平均50.0%
- ・福島県における実雇用率上位10企業

【第4表】

〈公的機関〉(法定雇用率2.3% 都道府県教育委員会は2.2%)

【第5、6、7、8表】

- | | | | | |
|---------------------------------|--------|--------|------|-----------------|
| ・福島県知事部局等： <small>(3機関)</small> | 雇用障害者数 | 164.0人 | 実雇用率 | 2.49%(同0.11P低下) |
| ・福島県教育委員会： | 雇用障害者数 | 245.0人 | 実雇用率 | 2.12%(同0.05P上昇) |
| ・市町村等： <small>(72機関)</small> | 雇用障害者数 | 361.5人 | 実雇用率 | 2.05%(同0.06P低下) |

※法定雇用率は、平成25年4月1日より民間企業2.0%、公的機関2.3%、都道府県教育委員会2.2%。

※短時間労働(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)の身体障害者、知的障害者、精神障害者については、0.5人分としてカウントされる。

障害者の雇用状況の推移（福島県）

（平成29年6月1日現在）

福島労働局職業安定部職業対策課

1 民間企業における雇用状況

【 第1表 年度別障害者の雇用状況 】 （各年6月1日現在）

項目 地域	年度	対象企業数	法定雇用障害者の算定の 基礎となる対象常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業 の割合 (%)
福島県	24	1,079	210,957.0	3,458.0	1.64	48.4
	25	1,213	219,780.0	3,716.5	1.69	46.6
	26	1,260	224,391.5	3,957.5	1.76	47.9
	27	1,308	230,986.0	4,244.5	1.84	50.5
	28	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6
	29	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7

(参考)

項目 地域	年度	対象企業数	法定雇用障害者の算定の 基礎となる対象常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業 の割合 (%)
全 国	24	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8
	25	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7
	26	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7
	27	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2
	28	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8
	29	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2 対象企業は平成24年まで56人以上、平成25年より50人以上規模となっている。

※重度障害者：1級又は2級の身体障害者及び知的障害者で程度が重いと判定された者。

【 第2表 年度別・規模別障害者実雇用率の推移 】 （各年6月1日現在）

年度 規模 (人)	福 島 県											
	27				28				29			
	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業割合 (%)	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業割合 (%)	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業割合 (%)
50～ 100人未満	45,647.0	637.0	1.40	48.6	48,389.5	689.5	1.42	51.1	47,696.0	684.0	1.43	52.0
100～ 300人未満	76,681.5	1,346.0	1.76	53.3	72,286.5	1,351.0	1.87	58.2	74,702.0	1,409.0	1.89	59.5
300～ 500人未満	28,946.5	522.5	1.81	43.9	27,086.0	505.5	1.87	47.4	26,410.5	496.5	1.88	53.2
500～ 1000人未満	25,591.5	538.5	2.10	51.2	26,290.5	539.5	2.05	45.2	27,966.5	603.5	2.16	62.2
1000～	54,119.5	1,200.5	2.22	66.7	60,586.0	1,370.5	2.26	67.9	60,769.0	1,430.0	2.35	77.8
計	230,986.0	4,244.5	1.84	50.5	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2 対象企業は50人以上規模となっている。

【第3表 主な産業の年度別障害者実雇用率の推移】（各年6月1日現在）

福島県												
年度	27				28				29			
産業	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数(人)	障害者数(人)	実雇用率(%)	雇用率達成企業割合(%)	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数(人)	障害者数(人)	実雇用率(%)	雇用率達成企業割合(%)	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数(人)	障害者数(人)	実雇用率(%)	雇用率達成企業割合(%)
建設業	6,146.0	78.0	1.27	50.7	6,449.0	98.0	1.52	58.0	6,461.5	115.0	1.78	62.5
製造業	61,595.5	1,233.5	2.00	60.4	60,936.5	1,231.5	2.02	62.8	60,234.0	1,227.5	2.04	64.7
情報通信業、運輸業、郵便業	12,443.0	188.5	1.51	48.1	13,168.0	211.5	1.61	51.4	12,895.0	218.0	1.69	57.0
卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業	64,314.0	1,160.0	1.80	39.1	65,306.5	1,255.5	1.92	42.7	62,985.5	1,263.5	2.01	44.6
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	8,077.0	133.0	1.65	30.0	8,288.5	139.0	1.68	32.1	8,474.5	143.5	1.69	36.7
医療、福祉	42,843.5	834.0	1.95	55.1	44,348.0	882.0	1.99	57.7	45,389.5	913.5	2.01	61.0
教育、サービス業	34,165.0	591.0	1.73	44.3	34,647.0	612.5	1.77	47.0	39,854.0	715.0	1.79	46.6
その他	1,402.0	26.5	1.89	46.2	1,495.0	26.0	1.74	42.9	1,250.0	27.0	2.16	40.0
計	230,986.0	4,244.5	1.84	50.5	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2 対象企業は50人以上規模となっている。

【第4表 障害者雇用状況報告に基づく福島県内実雇用率上位10社】（平成29年6月1日現在）

企業名	業種名	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	実雇用率(%)
株式会社クラロン	衣服製造業	福島市	135.0	34.81
株式会社江戸屋	食料品製造業	会津若松市	59.5	14.29
株式会社サンエイ海苔	食料品製造業	相馬市	100.0	14.00
社会福祉法人ほっと福祉記念会	社会福祉事業	郡山市	107.5	12.56
郡山観光交通株式会社	道路旅客運送業	郡山市	58.0	12.07
コバテック株式会社	プラスチック製品製造業	本宮市	75.0	11.33
特定非営利活動法人アイ・キャン	社会福祉事業	郡山市	57.5	11.30
加藤建材工業株式会社	鉱業、採石業、砂利採取業	南相馬市	89.0	7.87
伊達物産株式会社	食料品製造業	伊達市	175.0	7.43
社会福祉法人いわき福音協会	社会福祉事業	いわき市	386.0	7.38

2 地方公共団体における雇用状況

【第5表 福島県知事部局等の雇用状況】（平成29年6月1日現在） [法定雇用率2.3%]

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	②障害者の数（人）	③実雇用率（%）	④不足数（人）
福島県	5,782.0	144.0	2.49	0.0
福島県病院局	190.0	6.0	3.16	0.0
福島県警察本部	603.5	14.0	2.32	0.0
合 計	6,575.5	164.0	2.49	0.0

（注）1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

【第6表 福島県教育委員会の雇用状況】（平成29年6月1日現在） [法定雇用率2.2%]

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	②障害者の数（人）	③実雇用率（%）	④不足数（人）
福島県教育委員会	11,553.0	245.0	2.12	9.0

（注）1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

【第7表 県内の市町村機関における雇用状況】（各年6月1日現在）

年度	対象機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成機関割合（%）
24	70	16,822.0	359.5	2.14	90.0
25	70	16,760.0	364.0	2.17	80.0
26	73	16,950.0	369.5	2.18	78.1
27	73	17,190.5	383.0	2.23	75.3
28	72	17,346.0	366.5	2.11	63.9
29	72	17,637.0	361.5	2.05	66.7

（注）1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2 対象機関は平成24年まで48人以上、平成25年より43.5人以上規模となっている。

【第8表 市町村等の雇用状況】（平成29年6月1日現在） [法定雇用率2.3%]

項目 市町村機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)
福島市	1,335.0	30.0	2.25	0.0
福島市教育委員会	461.0	7.0	1.52	3.0
福島市水道事業管理者	115.0	1.0	0.87	1.0
二本松市	452.5	10.0	2.21	0.0
二本松市教育委員会	78.0	2.0	2.56	0.0
伊達市	469.0	12.0	2.56	0.0
本宮市	246.0	7.0	2.85	0.0
桑折町	86.0	1.0	1.16	0.0
国見町	101.5	0.0	0.00	2.0
国見町教育委員会	68.0	0.0	0.00	1.0
公立藤田病院組合	253.5	2.0	0.79	3.0
川俣町	94.0	3.0	3.19	0.0
大玉村	83.0	1.0	1.20	0.0
郡山市	2,424.5	59.0	2.43	0.0
須賀川市	457.0	11.0	2.41	0.0
須賀川市教育委員会	56.0	1.0	1.79	0.0
公立岩瀬病院企業団	305.5	6.0	1.96	1.0
田村市	443.0	10.0	2.26	0.0
田村市教育委員会	76.0	1.0	1.32	0.0
鏡石町	109.5	2.0	1.83	0.0
天栄村	67.0	1.0	1.49	0.0
石川町	114.5	5.0	4.37	0.0
玉川村	56.0	1.0	1.79	0.0
平田村	55.0	2.0	3.64	0.0
浅川町	110.0	3.0	2.73	0.0
古殿町	67.0	1.0	1.49	0.0
三春町	134.0	4.0	2.99	0.0
小野町	81.0	1.0	1.23	0.0
小野町地方総合病院企業団	70.0	1.0	1.43	0.0
白河市	521.0	9.0	1.73	2.0
西郷村	122.5	3.0	2.45	0.0
泉崎村	59.0	1.0	1.69	0.0
中島村	61.0	1.0	1.64	0.0
矢吹町	100.5	2.0	1.99	0.0
棚倉町	89.0	3.0	3.37	0.0
矢祭町	54.0	1.0	1.85	0.0
塙町	76.0	1.0	1.32	0.0
鮫川村	74.0	1.5	2.03	0.0

項目 市町村機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)
会津若松市	1,004.0	28.0	2.79	0.0
会津若松地方広域市町村圏整備組合	53.0	0.0	0.00	1.0
喜多方市	461.0	10.0	2.17	0.0
喜多方市教育委員会	48.0	0.0	0.00	1.0
西会津町	85.0	3.0	3.53	0.0
磐梯町	88.0	1.0	1.14	1.0
猪苗代町	130.0	3.0	2.31	0.0
猪苗代町教育委員会	96.5	0.0	0.00	2.0
会津坂下町	127.0	3.0	2.36	0.0
柳津町	67.0	2.0	2.99	0.0
昭和村	48.0	0.0	0.00	1.0
会津美里町	211.0	5.0	2.37	0.0
下郷町	81.0	0.0	0.00	1.0
檜枝岐村	71.0	0.0	0.00	1.0
只見町	101.0	1.0	0.99	1.0
南会津町	191.0	3.0	1.57	1.0
いわき市	1,761.0	40.0	2.27	0.0
いわき市教育委員会	209.0	7.0	3.35	0.0
いわき市病院局	653.0	9.0	1.38	6.0
いわき市水道事業管理者	159.0	3.0	1.89	0.0
相馬市	246.0	1.0	0.41	4.0
相馬市教育委員会	131.0	3.0	2.29	0.0
相馬方部衛生組合	144.5	0.0	0.00	3.0
南相馬市	741.0	16.0	2.16	1.0
南相馬市教育委員会	98.0	4.0	4.08	0.0
広野町	75.0	2.0	2.67	0.0
檜葉町	103.0	2.0	1.94	0.0
富岡町	143.0	1.0	0.70	2.0
川内村	82.0	1.0	1.22	0.0
大熊町	171.0	2.0	1.17	1.0
双葉町	79.0	1.0	1.27	0.0
浪江町	164.5	1.0	0.61	2.0
新地町	119.0	0.0	0.00	2.0
飯館村	70.0	2.0	2.86	0.0
合計	17,637.0	361.5	2.05	44.0

※白河市及び喜多方市教育委員会は、現在不足数0.0人となっている。

3 独立行政法人等における雇用状況

【第9表 県内の独立行政法人等における雇用状況】（各年6月1日現在）

年度	対象機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）
24	4	2,846.5	61.0	2.14
25	4	3,193.5	61.0	1.91
26	4	3,314.0	78.5	2.37
27	4	3,372.0	73.0	2.16
28	4	3,457.0	87.5	2.53
29	4	3,645.5	90.0	2.47

（注）1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2 対象機関は平成24年まで48人以上、平成25年より43.5人以上規模となっている。

【第10表 独立行政法人等の雇用状況】（平成29年6月1日現在） [法定雇用率2.3%]

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（人）	②障害者の数（人）	③実雇用率（%）	④不足数（人）
独立行政法人 家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0
国立大学法人 福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0
公立大学法人 福島県立医科大学	2,189.5	47.0	2.15	3.0
公立大学法人 会津大学	143.0	5.0	3.50	0.0
合 計	3,645.5	90.0	2.47	3.0

◎ 法定雇用率とは

補足

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--|---------|-------|-------|--|--------------|--|-------|-------|-------|--|---|--|
| ○ 民間企業 | ……… | <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding-left: 10px;">……………</td> <td style="text-align: right;">2. 0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">（50人以上規模の企業）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding-left: 10px;">……………</td> <td style="text-align: right;">2. 3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</td> <td></td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2. 0% | | （50人以上規模の企業） | | 特殊法人等 | …………… | 2. 3% | | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | |
| 一般の民間企業 | …………… | 2. 0% | | | | | | | | | | | | |
| | （50人以上規模の企業） | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | …………… | 2. 3% | | | | | | | | | | | | |
| | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. 3% | | | | | | | | | | | | |
| | （43.5人以上規模の機関） | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. 2% | | | | | | | | | | | | |
| | （45.5人以上規模の機関） | | | | | | | | | | | | | |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。